

川崎市告示第266号

川崎市営霊園の使用料及び手数料の収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者を指定し、歳入の収納を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年5月7日

川 崎 市 長 福 田 紀 彦

1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称

所在地 東京都港区南麻布三丁目20番1号

名 称 アメニス川崎霊園管理事業体

代表者 株式会社日比谷アメニス

代表取締役 伊藤 幸男

構成員 一般財団法人葬務事業振興会

代表理事 喜多村悦史

構成員 株式会社橘木

代表取締役 山崎 次郎

構成員 株式会社井の雅組

代表取締役 西 寛人

2 指定公金事務取扱者に委託する歳入の内容

(1) 墓地使用料・管理料及び土地一時使用料、及び手数料の収納事務

ア 緑ヶ丘霊園

イ 早野聖地公園

(2) 霊堂使用料及び手数料の収納事務 緑ヶ丘霊堂

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで